

第3次熊本市歯科保健基本計画について

1 概要

この計画は、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の規定に基づき、国が示す基本事項等を勘案し、市民の歯と口腔の健康の保持・増進のための施策の目標や方向性等について定める。

2 計画期間

平成25年度から34年度（10年間：平成30年度に見直し）※27年度に短期的評価を実施

3 主な内容等

(1) 基本方針

① ライフステージの特性に応じた歯科口腔保健の推進

口腔機能の発達支援から機能の低下防止まで、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健に取り組む。

② 歯科疾患の予防

歯科疾患がない社会を目指して、歯科疾患の成り立ち及び予防方法等について普及啓発等に取り組む。

③ 歯科口腔保健を推進するための社会環境の整備

市民、関係機関等との連携を強化し、歯と口腔の健康づくりを総合的に支援できる環境の整備に取り組む。また、障がい児（者）や要介護高齢者等、定期的な歯科健診を受けることが困難な方に対する環境づくりに取り組む。

(2) 具体的な施策の展開

① 各ライフステージにおける対策の推進

ア 胎児期及び妊娠期

歯周病による早産や低体重児出産のリスク情報、喫煙や受動喫煙の健康被害の普及啓発に取り組む。

イ 乳幼児期

1歳6か月児及び3歳児健診時の歯科相談を充実するとともに、フッ化物の安全性や効果等について、保育園・幼稚園等への情報提供を行い理解を深める。

ウ 学童期

むし歯や歯肉炎予防のための健康教育を充実するとともに、小学校を対象としたフッ化物洗口普及モデル事業に取り組む。

エ 中・高生期

学校、関係機関等と連携し、生徒や保護者に対する歯科疾患予防のための健康教育等を充実する。

オ 成人期

定期健診の重要性や歯周病が糖尿病等全身の健康と関連性があることなどの啓発に取り組む。

カ 高齢期

歯の喪失防止と口腔ケアによる誤嚥性肺炎防止等に関する啓発に取り組む。

② 歯と口腔の健康づくりを支え・守るための環境づくり

- ・ 関係機関・団体との連携による8020運動を推進する。
- ・ 障がい者等の受診環境の整備に向けた関係機関等との連携を図る。

(3) 推進体制

外部有識者、関係機関・団体、市民等で構成する「熊本市歯科保健推進協議会」に、計画の進捗状況等を報告するとともに、各関係機関等の取り組み等の情報共有化を図り、計画を推進する。